

食事サービス提供契約書

株式会社ヒナコーポレーション（以下「甲」という）と入居者（以下「乙」という）は、サービス付き高齢者向け住宅サエラ辰巳（以下「住宅」という）における食事サービス提供に関し、次の通り契約を締結する。

- 第1条 甲は、本契約に基づき、乙に対し住宅での食事サービスを提供する。
- 第2条 食事利用代金は次のとおりとする。
朝食=378円、昼食=702円、夕食=756円
- 第3条 食事提供場所は、食堂又は居室とし、提供時間帯は次のとおりとする
朝食=8時～9時 昼食=12時～13時 夕食=17時～18時
- 第4条 食事のキャンセルは、3日前までに、住宅のスタッフに申し出るものとする。
なお、欠食された場合の食事料金は請求しないものとする。ただし、キャンセル期間を過ぎた場合は、100%の料金が生じるものとする。
- 第5条 食事利用代金は、月末締め翌月28日払とし、乙は入居契約書に記載の賃料と同様の方法により、甲に支払うものとする。
- 第6条 本契約の有効期間は、入居日より1年間とする。
ただし、期間満了の日の6ヶ月前までに当事者双方から何らの申し出がないときは、この契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、その後もこれに準ずるものとする。
- 第7条 本契約に定められていない事項に関しては、必要ある度毎に甲、乙相協議して、これを決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 神戸市灘区備後町五丁目3-1-309
株式会社ヒナコーポレーション
代表取締役 園田 潤治 ⑩

乙 入居者
住所
氏名 ⑩